

鹿沼市斎場申請システム構築及び保守業務公募型プロポーザル実施要綱

令和6年5月28日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市に鹿沼市斎場申請システム（以下「システム」という。）に関する構築及び保守業務を実施する業者の選定（以下「業者選定」という。）を、機能充足の程度、運用、保守等に係る提案、価格等から総合的に判断する公募型プロポーザル方式で実施することについて、必要な事項を定めるものとする。

(業務の概要)

第2条 業者選定を行う業務の名称及び履行期間は、次の表のとおりとする。

業 務 の 名 称	鹿沼市斎場申請システム構築及び保守業務	
履行（契約）期間	令和6年9月1日から令和11年11月30日まで ※5年3か月間の長期継続契約とする。	
シ ス テ ム の 利 用 開 始 時 期 等	令和6年 9月1日から	システム構築開始
	令和6年12月1日から	運用テスト開始
	令和7年 1月1日から	本稼働開始

※ 契約締結日から運用テスト開始の前日までは、システム構築に向けた協議、調整、構築作業等を実施する。

※ システム構築とは、業者選定に参加しようとする者が保有するパッケージシステムについて、本市の求める仕様にその設定を変更するための作業工程をいう。

2 システム構築及び保守業務（以下「本業務」という。）の概要は、次のとおりとする。

- (1) 市職員、斎場職員、日直職員及び葬祭業者（第6号において「市職員等」という。）が利用するシステムを構築し、及び保守すること。
- (2) インターネットから斎場の空き状況の確認、予約、予約内容の確認及び解約等を、24時間365日体制で行うことができること。
- (3) システムのハードウェアは、市事務室内に機器を設置せず、インターネットなどのネットワークを経由し、ASP・SaaS等のサーバーにアクセスすることで、そのサーバー内に格納されたソフトウェア（システム）の機能をサービスの形式で利用できること。
- (4) インターネットに接続できる環境であれば、既存のパソコン及びモバイル機器でサービスの利用は可能であり、特別なソフトをインストール及びプログラムをダウンロードすることなく稼働できること。
- (5) システムの運用に必要なセキュリティ対策を行うこと。

(6) 市職員等に対し、システムの利用等に係る研修を実施すること。

(7) システムの利用方法、障害対応等に係る保守を実施すること。

(提案上限額)

第3条 本業務の提案上限額は、5,775,000円（消費税及び地方消費税の相当額を含む。）とする。なお、当該提案上限額を超える提案をした者は、失格とする。

2 前項の提案上限額は、履行期間内に必要となる経費の総額とする。

3 システム導入に係る打合せに要する経費は、第1項の提案上限額に含まれるものとする。

4 第1項の提案上限額は、提案書（様式第6号）の第1項の表（注）第5項に規定のとおり支払うものとする。

(参加資格等)

第4条 業者選定への参加資格は、第6号を除き、第7条の規定による参加申込書等の提出時点において、次の各号のいずれにも該当しなければならない。

(1) 法人であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。

(3) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号の規定に該当する事実があったと認められる場合は、その事実があった後2年を経過していること。

(4) 破産手続開始の申立て、再生手続開始の申立て又は更生手続開始の申立てがされていないこと。

(5) 鹿沼市建設工事請負業者等指名停止基準（昭和60年鹿沼市告示第113号）第2条第1項の規定による指名停止を受けていないこと。

(6) 令和6年4月1日時点で、本市と同規模程度の自治体（一部事務組合を含む。）と直接契約を締結することにより、システムを構築し、及びシステムに係る保守契約を締結している実績が5件以上あること。

(7) その役員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

(8) 市長が、本業務を適切に実施するために必要な資力、技術、人員等を有する者として認めるものであること。

(業者選定に係る期日及び実施内容)

第5条 業者選定に係る期日及び実施内容は、次の表のとおりとする。この場合において、市宛の提出書類は、それぞれ期限の午後5時までに提出するものとする。

期 日	実 施 内 容
令和 6 年 6 月 3 日	業者選定の開始及び要綱、仕様書、提案書類等の公表
〃 6 月 1 2 日	参加申込書（様式第 1 号）及び業務実績表（様式第 2 号）の提出期限
〃 6 月 1 9 日	資格審査結果通知書（様式第 3 号）により、参加資格の有無を申込者に通知
〃 6 月 1 9 日	質問書（様式第 4 号）の受付開始。回答は、回答書（様式第 5 号）により随時実施
〃 7 月 3 日	質問書（様式第 4 号）の受付終了
〃 7 月 8 日	全ての質問及び回答を全参加申込者へ送付
〃 6 月 1 9 日から 〃 7 月 1 6 日まで	提案書（様式第 6 号）、その他添付書類等（様式第 7 号から様式第 9 号まで）の提出期間
〃 7 月 2 9 日	第 1 次審査結果通知書（様式第 1 0 号）の送付
〃 8 月 5 日 〃 8 月 7 日（午前） ※ 7 日は、予備日とする。	第 2 次審査をプレゼンテーション及びヒアリング審査により実施
〃 8 月 1 9 日	業者選定結果通知書（様式第 1 1 号）の送付

（仕様）

第 6 条 本業務の仕様は、鹿沼市斎場申請システム構築及び保守業務に関する仕様書（別紙）に定めるものとする。

2 本業務の審査については、鹿沼市斎場申請システム構築及び保守業務公募型プロポーザル審査項目及び評価基準表（別表）に定めるものとする。

（参加申込み）

第 7 条 業者選定に参加しようとする者は、必要事項を記載した参加申込書（様式第 1 号）に押印の上、次に掲げる書類を 1 部ずつ添えて、第 5 条に規定する期日（以下「期日」という。）までに、直接持参又は郵送の方法により第 2 1 条に規定する担当課（以下「担当課」という。）に提出するものとする。

- (1) 法人登記の現在事項全部証明書（令和 6 年 4 月 1 日以降に発行のもの）
- (2) 申請の日が属する事業年度の前事業年度における貸借対照表、損益計算書その他の財務の状況及び従業員数を明らかにすることができる書類
- (3) 納税証明書（令和 6 年 4 月 1 日以降に発行のもの）

ア 法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書（納税証明書その 3 の 3）

イ 法人住所地の都道府県税納税証明書（法人事業税又は法人県民税）

(4) 業務実績表（様式第 2 号）

- 2 申請時において、本市の令和 5・6 年度鹿沼市物品・役務等入札参加資格登録者名簿に登載されている者は、前項第 1 号から第 3 号までの書類の提出を省略することができるものとする。
- 3 第 1 項の規定による参加申込書（様式第 1 号）の提出は、1 者につき 1 件とする。

（資格の審査等）

第 8 条 市長は、前条の規定による参加申込書の提出を受けたときは、速やかに当該参加申込書の内容を審査し、期日までに、参加資格の有無を資格審査結果通知書（様式第 3 号）により当該提出をした者に通知するものとする。

- 2 前項の規定による参加資格を有する旨の通知を受けた者（以下「参加者」という。）が第 4 条の参加資格（以下「参加資格」という。）に該当しなくなったときは、その時点において参加資格を失うものとする。
- 3 参加者は、業者選定への参加を辞退しようとするときは、あらかじめ市長に業者選定辞退届（様式第 1 2 号）により、その旨を届け出なければならないものとする。

（質問及び回答）

第 9 条 参加者は、業者選定の手続、仕様の解釈等に疑義があるときは、必要事項を記載した質問書（様式第 4 号）を、期日までに、担当課に電子メールで送付することができる。

- 2 市長は、前項の規定による質問書の送付を受けた場合において、必要と認めるときは、回答書（様式第 5 号）を電子メールで送付することにより、参加者全員に回答するものとする。
- 3 市長は、期日において、全ての質問及び回答の内容を記載した回答書（様式第 5 号）を電子メールで送付することにより、参加者全員に回答するものとする。
- 4 前 2 項の規定にかかわらず、市長は、回答することにより業者選定に支障が生ずる質問については、理由を付して回答を拒否することができる。

（提案書の提出）

第 10 条 参加者は、次に掲げる書類を期日までに担当課に提出するものとする。

- (1) 提案書（様式第 6 号）
- (2) 仕様への代替案提案書（様式第 7 号）
- (3) 提案金額積算表（様式第 8 号）
- (4) 業務工程表（様式第 9 号）

(5) その他参加者が提案に必要と認める書類

2 前項の書類は、それぞれ正本1部及び副本7部並びに電子媒体（CD-R等）1部を提出するものとする。この場合において、正本及び副本は、2穴ファイルに綴るものとする。

3 第1項の書類のうち、正本のファイルの表紙には、「鹿沼市斎場申請システム構築及び保守業務公募型プロポーザル提案書」「提出年月」「事業者名」を記載し、副本のファイルの表紙には、これらの事項のうち「事業者名」を記載しないものとする。

4 第1項の書類には、事業者名を特定する事項（社名やマーク等）を記載しないものとする。

5 第1項の規定による提案書等の提出は、1参加者につき1件とする。

（審査方法）

第11条 業者選定は、次の各号に掲げる方法で行い、その審査内容は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1) 第1次審査 提案価格及び前条の規定により提出された書類（以下「提案書類」という。）の内容を審査

(2) 第2次審査 システムのプレゼンテーション及び本市からの質問に対する回答の内容を審査

2 業者選定における各審査内容の配点は、次の表のとおりとする。

審査方法	審査内容	配点
第1次審査	提案価格審査	490点
	提案書類審査	330点
第2次審査	プレゼンテーション等審査	180点

3 市長は、参加者が3者を超えた場合は、第1次審査の結果に基づき、第2次審査の対象となる参加者を3者に限定することができるものとする。

（第1次審査）

第12条 第1次審査においては、業務実績表（様式第2号）及び第6条に規定する鹿沼市斎場申請システム構築及び保守業務に関する仕様書（以下この条において「仕様書」という。）に即して作成された提案書類に記載された次に掲げる評価項目を審査し、それぞれ採点するものとする。

(1) 本業務に要する経費の総額

(2) システムのコンセプト、概要及び構成に関する提案内容（仕様書2、8及び9参照）

(3) システムの予約、修正及び解約機能に関する提案内容（仕様書10及び11

参照)

- (4) システムの管理機能に関する提案内容（仕様書 1 2 参照）
- (5) システムの集計及び帳票出力機能に関する提案内容（仕様書 1 3 参照）
- (6) システムの保守管理等に関する提案内容（仕様書 1 4 から 1 6 まで参照）
- (7) システムの導入過程に関する提案内容（仕様書 1 7 参照）
- (8) システムの自由な提案内容

（第 1 次審査の結果通知）

第 1 3 条 第 1 次審査の結果は、第 1 次審査結果通知書（様式第 1 0 号）を期日までに発送することにより、全ての参加者に対し通知する。

（第 2 次審査）

第 1 4 条 第 2 次審査においては、参加者が次の事項について実施するプレゼンテーションの内容について、それぞれ得点を付すものとする。

- (1) システムで利用することができる機能
- (2) システムに係る画面構成、操作性、使いやすさ等
- (3) システムの統計情報の活用及び帳票出力に関する提案の内容
- (4) プレゼンテーション全体の分かりやすさ

2 前項のプレゼンテーションのほか、第 2 次審査においては、本市からの質問に対する回答の内容、具体性及び説得力を審査し、得点を付すものとする。

3 プレゼンテーションに係る時間、説明事項、会場その他詳細については、第 1 次審査結果通知書（様式第 1 0 号）に記載して通知する。

（候補者の選定等）

第 1 5 条 市長は、第 1 次審査及び第 2 次審査に係る得点の合計が最も高い者を、本市と契約することができる資格を有するもの（以下「候補者」という。）として選定する。

2 市長は、候補者を選定したときは、期日までに、第 2 次審査に参加した全ての参加者に対し業者選定結果通知書（様式第 1 1 号）を発送して通知するものとする。

3 市長は、候補者と契約に至らなかったときは、当該候補者の次点の参加者を候補者として選定できるものとする。

4 第 1 項及び前項の規定にかかわらず、市長は、第 1 次審査及び第 2 次審査に係る得点の合計が一定の点数に達する参加者がいない場合は、候補者を選定しないことができるものとする。

（参加者が 1 者の場合の例外）

第 1 6 条 前条の規定にかかわらず、参加者が 1 者の場合であって、第 1 次審査に

係る得点が一定の点数に達している場合は、第２次審査を省略し、当該者を候補者として選定できるものとする。

２ 前条第２項の規定は、前項の規定による選定について準用する。

３ 第１項の場合において、市長は、第２条第１項の履行期間等を次のとおり１か月前倒しすることができるものとする。

履行（契約）期間	令和６年８月１日から令和１１年１０月３１日まで ※５年３か月間の長期継続契約とする。	
システムの 利用開始時期等	令和６年 ８月１日から	システム構築開始
	令和６年１１月１日から	運用テスト開始
	令和６年１２月１日から	本稼働開始

（不服の申立て等）

第１７条 参加者は、業者の選定について不服を申し立てることができない。

２ 参加者は、候補者として選定されなかったときは、非選定理由説明要求書（様式第１３号）を市長に提出し、理由の説明を求めることができる。この場合において、非選定理由説明要求書は、業者選定結果通知書（様式第１１号）の受領の日から起算して３０日以内に提出するものとする。

（失格要件）

第１８条 参加者及び候補者が次の各号のいずれかに該当した場合は、失格とする。

（１）提案書類及びプレゼンテーションの内容に虚偽があった場合

（２）参加資格を満たさなくなった場合

（３）提案書類が期日までに提出されなかった場合

（４）審査に不当に関与し、公正公平な審査の実施を妨げた場合

（５）候補者として選定されたにもかかわらず、本業務に係る契約を本市と締結しなかった場合

（６）前各号に定めるもののほか、市長が業者選定の意義又は本市との信頼関係が損なわれたと認める場合

（契約の締結）

第１９条 候補者と本市との契約については、提案の内容、条件等を詳細に検討し、契約書により締結するものとする。

２ 候補者は、提案書類に記載した内容、第２次審査で説明した内容その他本市に提案した内容を契約書に記載し、及び履行しなければならない。

３ 候補者は、業者選定結果通知書（様式第１１号）の送付を受けてから起算して７日以内に、契約書の原案を作成し、担当課に提出しなければならない。

（情報の公開）

第 20 条 第 7 条の規定により提出される書類、提案書類その他業者選定に関し、本市に提出された書類は、鹿沼市情報公開条例（平成 9 年鹿沼市条例第 15 号）第 2 条第 3 項に規定する情報の公開（以下「情報の公開」という。）の対象とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる情報については、鹿沼市情報公開条例第 6 条に規定する非公開情報とする。

(1) 参加者の創意工夫、ノウハウ等に基づき作成された情報であって、情報の公開をすることにより当該参加者の事業活動に支障を生ずるおそれのあるもの

(2) 候補者として選定されなかった参加者の名称及び当該名称を推測するに足る情報

(3) 前 2 号に定めるもののほか、市長が、情報の公開をすることで参加者の社会的信用を失わせ、事業活動に支障を生じさせ、又はこれらのおそれが生ずると認める情報

3 業者選定の過程において本市が作成した情報に対する情報の公開については、鹿沼市情報公開条例その他の関係規程の規定に基づき、個々の情報ごとに、その性質を判断して対応する。

（担当課）

第 21 条 業者選定の担当課の名称、担当者及び連絡先は、次の表のとおりとする。

担 当 課 等	〒322-8601 栃木県鹿沼市今宮町 1688-1 鹿沼市 市民部 市民課 市民サービス係
電 話 番 号	0 2 8 9 - 6 3 - 2 1 2 1
メールアドレス	shimin@city.kanuma.lg.jp

（補則）

第 22 条 参加者は、業者選定への参加に要した費用を本市に請求することはできない。

2 市長は、参加者が本市に提出した書類の内容に不備、不足等がある場合は、期限を付して、参加者に対して、当該不備の修正、追加の書類の提出等を求めることができる。

3 参加者が本市に提出した書類は、返却しない。

4 この要綱に定めるもののほか、業者選定の実施に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 6 年 6 月 3 日から施行する。